

総行行第 273 号
国不入企第 5 号
令和 8 年 5 月 27 日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局長
（公印省略）

中東情勢を踏まえた適正な請負代金の設定や適正な工期の確保の徹底について
（要請）

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇等による公共工事の円滑な施工への影響が懸念されております。

このため、「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和 8 年 3 月 31 日付け総行行第 161 号・国不入企第 39 号、別添参照。）のとおり、適切な対応に努めていただくよう要請していたところです。

しかしながら、一部の公共発注において、工期延長や増額変更等の取組が必ずしも徹底されていない事例が見受けられることから、今般の中東情勢を踏まえ、適正な請負代金の設定や適正な工期の確保の徹底について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契法」という。）第 21 条第 2 項に基づき改めて要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対

しても周知をお願いいたします。

記

1. 適正な請負代金・工期の設定について

- 予定価格の設定にあたっては、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映すること。
- 工期の設定にあたっては、資機材の納期を勘案すること。

2. 適切な契約変更について

- 受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。特に建築工事においてこの趣旨が徹底されていないとの指摘があることから、適切に対応すること。
- 令和6年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされたことも踏まえ、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。
- 資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、入契法第13条第2項に基づき誠実に協議に応じること。
- スライド条項の適用にあたっては、受注者の手続きが煩雑である等の課題について指摘されていることから、手続きや提出書類の簡素化に努めること。
- 円滑な価格転嫁を実施するため、必要に応じ、入札及び契約担当部局、工事実施担当部局、財政担当部局その他の関係部局の相互の連携を図ること。

3. 最新の情勢の把握等について

- 情勢が極めて流動的であることから、施工への影響の把握に努めるとともに、発注者として把握している情報に関し受注者に対し可能な限り情報の提供を行うことや、受注者からの相談に対して誠実に応ずるなどにより、受注者の不安の解消に努めること。
- 中東情勢の影響を踏まえた建設資材の価格高騰や供給不足に関する情報提供ならびに具体的な相談については、本年4月2日より、下記リンク先のワンストップポータルに新たに設置された相談窓口にて受け付けているため、必要に応じて事業者案内するとともに、各発注者におかれても、中東情勢を受け、情報提供や相談等があれば、本窓口を活用すること。

（参考）中東情勢関連対策ワンストップポータルリンク

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/chuto_josei.html

総行行第161号
国不入企第39号
令和8年3月31日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局長
（公印省略）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇によって中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念されております。

各団体におかれましては、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保を図るため、下記の措置を適切に講じるよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第21条第2項に基づき要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますので、あわせてお知らせ

らせいたします。

記

1. 適正な請負代金・工期の設定について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
- ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
- ・ 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。

○資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

2. スライド条項の適切な運用等について

令和6年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされたことも踏まえ、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用のため、スライド条項の運用基準についてあらかじめ策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。

○今後契約する工事については、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

○入契法第13条第2項に基づき、資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、公共発注者は誠実に協議に応じること。

3. 最新の情勢の把握等について

情勢が極めて流動的であることから、資機材の調達にあたっての支障の有無や物価変動等の最新の状況の把握に努めるとともに、発注者として把握している情報に関し受注者に対し可能な限り情報の提供を行うことや、受注者からの相談に対して誠実に応ずるなどにより、受注者の不安の解消に努めること。